

子ども医療費助成制度が 窓口負担なし(現物給付)に変わります。

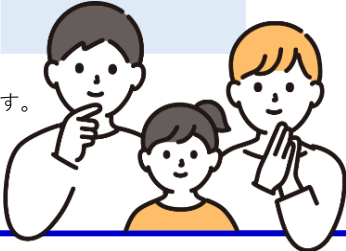
令和7年
4月から

始良市では、令和7年4月診療分の医療費から中学生までのお子さまの県内医療機関等の保険診療分について窓口負担を無償化(現物給付)します。



	令和7年3月31日診療分まで		令和7年4月1日診療分から	
住民税	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
未就学児	自動償還	窓口無償化 (現物給付)	窓口無償化 (現物給付)	窓口無償化 (現物給付)
小学生				
中学生	自動償還 (2千円自己負担)			
高校生年代	—	—	—	—

※高校生年代・・・18歳到達後最初の3月31日まで
※住民税非課税世帯の高校生年代までのお子さまは、令和3年4月から無償化が始まっています。
※生活保護を受けている対象者は除きます。

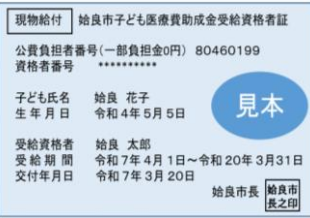


1 新しい受給資格者証を送付します

●始良市で子ども医療費助成の資格をお持ちのお子さまに新しい子ども医療費受給資格者証(薄青色)を3月末までに送付します。(申請は不要です)

※現在お持ちの子ども医療費受給資格者証(ピンク・オレンジ・グレーのいずれか)は4月以降に市役所窓口にお持ちいただくか、情報漏洩にご留意のうえ破棄ください。

●4月以降県内医療機関を受診する際は、窓口でマイナ保険証等と一緒に新しい受給資格者証を提示することにより、保険診療分の医療費が無償となります。



2 ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成対象のお子さま

●制度改正にともない、ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成対象のお子さまも利便性向上のため4月以降は子ども医療費助成制度の対象になります。(住民税課税世帯の高校生年代のお子さまは除きます)

●4月以降の受診の際は、3月末までに送付する子ども医療費受給資格者証(薄青色)を窓口で提示ください。

●制度改正にともなう申請・届出は不要です。

※対象のお子さまに関するひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成の資格は令和7年3月31日で喪失となります。制度改正により子ども医療へ移行となったお子さまの4月以降の受診の際は、現在お持ちのひとり親医療費受給者証(黄緑色)・重度心身障害者医療費受給者証(白色)のご利用はお控えください。

3 助成に当たっての留意事項

●県外医療機関の受診や医療機関で受給資格者証を提示できなかった場合は、市役所窓口で申請が必要になります。領収書をご持参のうえお手続きください。

●学校などでのけがは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、子ども医療費助成の対象外となりますので子ども医療費助成のご利用はお控えください。

市ホームページ



問い合わせ先
始良市役所 子どもみらい課 子ども給付係 ☎0995-66-3237